

令和6年度 第3回 札幌方面豊平警察署協議会議事概要

1 開催日時

令和6年12月12日(木) 午後2時00分から午後3時15分までの間

2 開催場所

札幌方面豊平警察署 3階道場

3 出席者

(1) 協議会委員 10名(定員10名)

会 長 井上 朋也

副会長 埜本 麻名

委 員 早瀬 京太、水上 悟、今藤 亜矢子、有田 京史、
神山 明弘、山本 典子、佐藤 未帆、北川 洋一

(2) 豊平警察署 7名

署 長 中野 広志

副署長 檜原 亮平

刑事・生活安全官 近藤 雅裕

地域官 荒川 淳

交通官 柴田 修至

生活安全課長 多田行宏

警務官 安藤 伸一(事務局)

4 開 会

5 会長挨拶

6 署長挨拶

7 議 事

(1) 犯罪情勢について

(2) 交通事故等情勢について

(3) 議事に関する委員からの要望・意見

(委員からの要望・意見)

- 本年5月に小学生が死亡した交通事故を受けて、地域から通学路の整備、歩道拡張などを呼びかけた。

それをきっかけに歩道は半年で工事が完成し、加えて路面標識の標示や地域における啓発の看板設置も進んだ。

一連の運動が実を結んでおり、今後とも関係機関と連携して交通安全の意識を高めたい。

(警察回答)

- 要望を受けた標識などは本部に要請し、順番に整備している状況です。

8 諮問事項

「特殊詐欺の現状と闇バイト等少年犯罪の防止について」

(委員からの答申)

- 豊平警察署管内において2億4千万円の投資詐欺があったみたいだが、この被害は1回の被害なのか。
(警察回答)
- 1回ではなく長期に渡って複数回の被害であり、犯人は検挙されていない。
(委員からの答申)
- 先日、グループで話すことがあった。その時郵便受けの底に「×」シールが知らない内に貼られていたという話があった。
イタズラかと思ったけど、家族の数とか日中いないとかを示すものだとわかった。
+8から始まる電話番号からの電話が来る、外国からの電話には警戒が必要。
(警察回答)
- 犯行グループや訪問販売・セールスの中には、暗号めいた目印を勝手に玄関付近に標示するケースがある。
見つけたら剥がすまたは消すことを推奨する。
(委員からの答申)
- 闇バイトに関して、若い人の加担が多いと思うが、私の管理する商業施設でも、若い人の窃盗のうち特に万引きが目立つ。
白昼堂々と商品を店外に持ち出し、盗品を雪山に埋めるなどの手口で、後に掘り出しているようである。
(警察回答)
- 万引きは犯罪であり、全件届出をお願いしたい。
小さな犯罪を看過すると、味を占めて大きな犯罪に手を染める。
若者の犯罪傾向として、想像力の欠如が指摘される。
犯罪に手を染めると、どういう結果を招くのか理解されていない。
証拠品や防犯カメラからの捜査も可能であることから、都度届出を受け検挙に結び付けたい。
(委員からの答申)
- 闇バイトの話について、単純に申し込む人はどういう心情なのかなということが疑問。昔は見た目で不良とかわかりやすかった。
被害を受ける側が気を付けるというより、犯罪に手を染める若い人への教育が必要ではないか。
犯罪を思いとどまらせるシステム作りや、日常生活で目にとまる大型ビジョンの活用などどうか。
(警察回答)
- アプリやSNSとタイアップして、スマホのポップで警告文が出るなどのシステム構築を進め、一部のアプリではメッセージが流されている。
委員の意見として、日常生活で目にとまる大型ビジョンへの広告は懸案としたい。
当署管内でも闇バイトから強盗事件に発展した事案が発生した。
被疑者は直ぐに検挙されたが、安易に闇バイトを引き受け犯行に至った状況が浮き彫りとなった。
豊平警察では見せる警戒により犯罪抑止を行っている。

これからも闇バイトに加担しないよう住民と協働し、積極的に広報するとともに、
見せる警戒を継続したい。

(委員からの答申)

9 前回（9月4日開催）の要望・意見に対する警察の措置状況

(1) リンゴ並木の盗難防止について

ア 前回の委員の提言

豊平区美園地区のリンゴ並木から、毎年収穫を前にリンゴが大量に盗まれるため、
盗難防止に協力して欲しい。

イ 警察の措置

豊平区役所及び関係団体に協力を依頼し、署長自ら防犯パトロールに参加して、
報道機関を通じ広くメディアに広報活動を行った。

豊平区住民で構成する美園リンゴ会等の協力を得つつ、警察署全体で夜間警ら等
の警戒に当たり、盗難防止を図った。

この風潮を来年以降も継承したい。

ウ 委員からの謝辞

昨年は数百個のリンゴが盗まれたが、今年は警察の協力によりリンゴの盗難は防
げた。深く感謝の意を述べたい。

10 報告事項

なし

11 次回の諮問事項等

(1) 開催予定

令和7年2月上旬を予定

(2) 諮問事項の事前周知

次回諮問事項は、今回の答申の内容を反映させ事前周知する。

12 閉 会

令和 年 月 日

⑨

令和 年 月 日

⑨